

令和8年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市子どもの権利に関する条例（制定） 1 前文（要旨） 子どもは、一人ひとりかけがえのない大切な存在であり、全ての子どもは平等で生まれながらに権利を持っている。 大人は、子どもの声や思いを聴き、誠実に受け止め、子どもとともに考えることが重要であり、大人には、子どもが安心して暮らせる環境をつくる責任がある。 子どもは、自分の意見や思いを持ち、表現し、自分のことは自分で決めることができる。このことを大人も子どもともに理解することが重要である。 市は、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を擁護するとともに、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現し、身近な地域社会として子どもの権利を守っていくため、この条例を制定する。 2 目的 児童の権利に関する条約に基づき、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、権利を擁護する仕組みをつくることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。 3 定義 子ども、保護者その他の用語について定義することとした。 4 子どもの権利 次に掲げる権利が保障されるものとした。 (1) 安心して生きる権利 (2) 自分らしく生きる権利 (3) 豊かに育つ権利 (4) 意見や思いを伝える権利 (5) 支援を受ける権利 (6) 社会に参加する権利

5 市、保護者、市民、子どもに関わる施設の設置者等及び事業者等の役割

- (1) 市の役割 市は、子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりを推進するため、子どもに関する施策を子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施する。
- (2) 保護者の役割 保護者は、子どもの意見や思い、人格を尊重し、子どもが安心して心身ともに健やかに育つことができる環境を確保する。
- (3) 市民の役割 市民は、子どもが権利の主体であり、社会の大切な一員であることを理解し、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、市が行う子どもに関する施策に協力する。
- (4) 子どもに関わる施設の設置者等の役割 子どもに関わる施設の設置者、管理者、従事者その他の関係者（以下「子どもに関わる施設の設置者等」という。）は、子どもの権利を保障しながら、子どもの遊び、学び、育ちを支援するとともに、保護者、市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進する。
- (5) 事業者等の役割 事業者等は、保護者、市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進する。

6 子ども権利を守るまちづくり

- (1) 市は、以下の取組を行う。
 - ア 子ども権利の普及・啓発
 - イ 子どもの成長や発達に応じた取組
 - ウ 教育を受ける機会の確保
 - エ 個人の尊重及び差別的な取扱いの禁止
- (2) 市、保護者、市民、子どもに関わる施設の設置者等及び事業者等は、以下の取組を行う。
 - ア 安心できる居場所づくり
 - イ 子どもの話を聴く仕組みづくり
- (3) 市、市民及び子どもに関わる施設の設置者等は、以下の取組を行う。
 - ア 子どもの意見や思いの表明の機会の確保
 - イ 子どもの社会参加及び参画の推進

7 子ども権利擁護

- (1) 市長は、子どもの権利を守り、子どもの権利侵害からの救済を図るため、市長の附属機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置する。
- (2) 擁護委員は、5人以内とし、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

	(3) 擁護委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (4) 市長は、擁護委員が心身の故障により職務を遂行することができないと認めるとき又は擁護委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。 (5) 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し、協力するものとする。 (6) 擁護委員は、次に掲げる職務を行う。 ア 子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 イ 子どもの権利侵害について、必要な調査を行うこと。 ウ 子どもの権利侵害からの救済のために、関係者間の調整及び要請を行うこと。 エ 子どもの権利侵害を防ぐために、意見を述べること。 オ 子どもの権利擁護について、必要な調査を行い、関係者間の連携を図るとともに、普及・啓発に協力すること。 (7) 擁護委員は、公正かつ中立に職務を行わなければならない、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならないほか、職務上知り得た秘密を、その職を退いた後も含め漏らしてはならない。 (8) 擁護委員は、年度ごとにその活動内容を市長に報告する。この場合において、市長は、報告内容を公表するものとする。 (9) 擁護委員は、子どもの権利侵害からの救済が必要であると認める場合は、市長に報告する。この場合において、市長は、必要な措置を講ずることができる。 (10) 市長は、擁護委員が(6)ウの要請を行った場合、必要に応じて、その要請内容を公表することができる。 8 その他条例の推進及び委任について定めることとした。 9 施行期日等 (1) 施行期日 令和8年10月1日 (2) 検討 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、適切な見直しを行うものとする。
--	---

2

三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1

公費負担の限度額の改定

公職選挙法施行令等の一部改正に伴い、三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を、同施行令で定める改定額と同額に改めることとした。

(1) ポスターの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たり）

区 分	現 行	改 正 後
ポスターの作成	541 円 31 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	586 円 88 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

(2) ビラの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たり）

区 分	現 行	改 正 後
ビラの作成	7 円73銭	8 円38銭

2

施行期日
公布の日

3

三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

1

職の新設

新たに設置される三鷹市子どもの権利擁護委員に関し、次のとおり報酬を定めることとした。

職 名	報酬月額
子どもの権利擁護委員	128,000円以内

2

職の廃止

三鷹市青少年問題協議会の廃止に伴い、青少年問題協議会委員の職を廃止することとした。

3

その他規定を整備することとした。

4

施行期日
令和8年10月1日

4	三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 1 災害応急作業等派遣手当の新設 大規模な災害が発生した他の地方公共団体の区域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害に係る応急作業等に従事する職員（災害発生地域の地方公共団体から給与その他の給付を受けるものを除く。）に、災害応急作業等派遣手当として、作業に従事した日1日につき1,440円（作業等の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合は、その100分の50に相当する額を加算した額）を支給することとした。 2 施行期日 公布の日（適用は、令和8年8月28日）
5	三鷹市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 1 所掌事項の追加 子ども・子育て会議の所掌事項に、こども基本法に基づく市町村こども計画及び子ども・子育て、若者施策に関する規定を加えることとした。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和8年10月1日 (2) 三鷹市青少年問題協議会条例の廃止 三鷹市青少年問題協議会条例を廃止することとした。
6	三鷹市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例 1 入所世帯の定数の改定 入所世帯の定数を現在の15世帯から13世帯に改めることとした。 2 施行期日 令和8年10月1日

7	井の頭三丁目道路拡幅整備工事請負契約の締結について 1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約 2 契約の金額 2億75万円 3 契約の相手方 東京都三鷹市新川六丁目27番16号 株式会社鈴建 代表取締役 鈴木 康子 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市井の頭三丁目地内 (2) 工事内容 工事延長 約148.4m ア 舗装工 イ 排水施設工 ウ 交通安全施設工 エ 公園施設工 オ 付帯工 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和10年3月10日まで
---	---

8

三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者の指定について

三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定することとした。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市総合スポーツセンター 三鷹市新川六丁目37番1号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
三鷹市生涯学習センター 三鷹市新川六丁目37番1号		

9

三鷹市大沢総合グラウンド等の指定管理者の指定について

三鷹市大沢総合グラウンド等の指定管理者を次のとおり指定することとした。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市大沢総合グラウンド 三鷹市大沢五丁目7番1号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
三鷹市大沢野川グラウンド 三鷹市大沢五丁目21番12号		
三鷹市井口グラウンド 三鷹市井口一丁目6番1号		
三鷹市新川テニスコート 三鷹市新川六丁目23番13号		

10	三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について							
	三鷹中央防災公園の指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹中央防災公園 三鷹市新川六丁目37番1号</td><td>三鷹市上連雀 六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツ と文化財団</td><td>令和9年4月 1日から令和 14年3月31日 まで</td></tr></table>			施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹中央防災公園 三鷹市新川六丁目37番1号	三鷹市上連雀 六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツ と文化財団
施 設	指定管理者	指定の期間						
三鷹中央防災公園 三鷹市新川六丁目37番1号	三鷹市上連雀 六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツ と文化財団	令和9年4月 1日から令和 14年3月31日 まで						
11	令和8年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）							
12	令和7年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について							
13	令和7年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
14	令和7年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
15	令和7年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について							
16	令和7年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について							
17	令和7年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について							

○ 特記事項

教育委員会委員の任命について